

# 岐阜県公報

第千九百二十六号  
平成二十年三月四日

(火曜日)

## 目次

### 告示

道路の区域変更 (道路維持課) 一六一  
道路の供用開始 (同) 一六一

### 選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定等 (選挙管理委員会) 一六一

### 公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 一六二  
県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地計画課) 一六三  
県営土地改良事業の換地処分 (同) 一六四  
平成二十年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築指導課) 一六四  
可児都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 一六五  
猟銃等講習会の開催 (生活環境課) 一六六

## 告示

岐阜県告示第四百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月四日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	土岐市停車場線	土岐市土岐津町土岐口先茶屋二七九番一七地先から同市同町同九地先まで	前	七・二〇	四一・五	
			後	六・三・五	四一・五	

岐阜県告示第四百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月四日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課

及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又はほかに)
一般国道	号百五十八	高山市清見町夏蔵字石飛南平七三九番の三地先から	同市同町同字曲洞七三	六五・〇	平成二〇・三・三	平成二六・三・三

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったので、同条第四項の規定によりその旨告示する。

平成二十年三月四日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松 利幸

指定した施設

市町村名	施設の名	所	在	地	収容人員
飛騨市	飛騨市文化交流センター スピリットガーデンホール	飛騨市古川町若宮2丁目1番63号			702人

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十年三月四日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日  
平成二十年二月二十二日
- 二 届出者の氏名又は名称  
フクタル株式会社
- 三 建物の名称及び所在地  
ショッピングセンターひらおか  
加茂郡八百津町八百津四二五〇番地の一
- 四 大規模小売店舗の新設日  
平成二十年十月二十三日

小ホール	105人
地域交流センター船津座 多目的ホール	飛騨市神岡町船津1130番地 1 250人
飛騨市友誼館 プリーナ	飛騨市河合町稻越2877番地 1 400人

五 店舗面積

一、四〇一平方メートル

六 駐車場の収容台数

六一台

七 荷さばき施設の面積

一七四平方メートル

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
県営土地改良事業小坂地区中重工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用  
する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に  
供する。

平成二十年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十年三月四日から

同 年四月二日まで

二 縦覧場所

下呂市小坂振興事務所前揭示場

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
県営土地改良事業小坂地区彦七垣内工区の換地計画を定めたので、同条第四項において  
準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦  
覧に供する。

平成二十年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十年三月四日から  
同 年四月二日まで

二 縦覧場所

下呂市小坂振興事務所前揭示場

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
県営土地改良事業小坂地区無数原工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準  
用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧  
に供する。

平成二十年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十年三月四日から

同 年四月二日まで

二 縦覧場所

下呂市小坂振興事務所前揭示場

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
県営土地改良事業小坂地区松原工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用  
する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に  
供する。

平成二十年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十年三月四日から

同 年四月二日まで

二 縦覧場所

下呂市小坂振興事務所前掲示場

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
県営土地改良事業小坂地区稲倉工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用  
する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に  
供する。

平成二十年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十年三月四日から

同 年四月二日まで

二 縦覧場所

下呂市小坂振興事務所前掲示場

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
県営土地改良事業小坂地区郷石原工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準  
用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧  
に供する。

平成二十年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十年三月四日から

同 年四月二日まで

二 縦覧場所

下呂市小坂振興事務所前掲示場

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、  
県営土地改良事業南飛騨萩原地区ワラビノ工区の換地処分を平成二十年二月十四日にし  
たので、同法第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定によ  
り公示する。

平成二十年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百一号）第十三条の規定により、平成二十年二級建  
築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県建築士法施行細則  
（昭和二十五年岐阜県規則第五十七号）第十二条の規定により公示します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項の規定により、岐  
阜県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成二十年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 期日及び時間

1 二級建築士試験

学科の試験

平成二十年七月六日（日）午前十時から午後五時十分まで

設計製図の試験

平成二十年九月十四日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

2 木造建築士試験

学科の試験

平成二十年七月二十七日（日）午前十時から午後五時十分まで

設計製図の試験

平成二十年十月十二日(日)午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験地

1 学科の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

2 設計製図の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

三 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験申込に必要な個人情報情報の使用について、あらかじめ承諾しているものに限り行うことができます。

イ 受験申込受付期間及び受付時間

平成二十年四月一日(火)から四月七日(月)まで

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

ロ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaetc.jp/>) に おいて、必要な事項を入力して申し込んでください。

2 受付場所による受験申込

イ 受験申込受付期間、受付時間及び受付場所

平成二十年四月十四日(月)から四月十八日(金)まで

午前十時から午後四時まで

岐阜市六条南二丁目一番一号 岐阜産業会館

ロ 受験申込方法

受験申込書は、三の2のイの受付場所に申込者本人が直接提出してください。

ただし、遠隔地で直接申込みができないなどやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認めます。郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、所要の郵便切手をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とし、左記へ送付してください。

千五〇〇 八〇七六

岐阜市司町一 岐阜総合庁舎内 社団法人岐阜県建築士会

3 学科試験の免除

平成十八年又は平成十九年に実施した二級建築士試験又は木造建築士試験において学科試験に合格した者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科試験を免除します。

四 合格者の発表

平成二十年十二月四日(木)の予定

なお、学科の試験の結果については、二級建築士は平成二十年八月二十六日(火)木造建築士は平成二十年九月九日(火)の発表の予定

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成二十年六月十一日(水)頃から財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部及び社団法人岐阜県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示します。

2 受験に際し、身体に障害があるため何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。

3 この試験の詳しい内容については、財団法人建築技術教育普及センター(電話番号〇三 五五二四 三二〇五)又は社団法人岐阜県建築士会(電話番号〇五八 二六六 五七八六)に問い合わせてください。

可児都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

可児都市計画道路

三・五・八号 富士の井線

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び可児市建設部都市計画課

可児都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

可児都市計画汚物処理場

三号 西可児団地汚物処理場

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び可児市建設部都市計画課

可児都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

可児都市計画下水道

可児市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び可児市水道部下水道課

猟銃等講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十年三月四日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴木 嘉 進

一 開催する講習会の種類

1 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会（以下「初心者講習会」という。）

2 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者に対する講習会（以下「経験者講習会」という。）

二 初心者講習会

講習会の開催日時及び場所

開催年月日	開催時間	開催場所
平成二十年五月二十九日（木）	午前十時から午後五時まで	東濃西部総合庁舎
同 年 七月三十一日（木）	同	飛騨総合庁舎
同 年 九月二十五日（木）	同	ぎふ森林文化センター
同 年 十一月二十七日（木）	同	可茂総合庁舎
平成二十一年一月二十九日（木）	同	大垣市民会館
同 年 三月十九日（木）	同	ぎふ森林文化センター

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。

なお、受講申込者が十人に満たないときは、開催しないことがある。

三 経験者講習会

講習会の開催日時及び場所																	
開催年月日	開催時間	開催場所	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十年四月十日(木)	午後一時三十分から 午後五時まで	大垣市民会館	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 四月 十七日(木)	同	恵那総合庁舎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 五月 一日(木)	同	飛騨総合庁舎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 五月 十五日(木)	同	ぎふ森林文化センター	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 五月 二十日(木)	同	可茂総合庁舎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 六月 五日(木)	同	東濃西部総合庁舎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 六月 十二日(木)	同	中濃総合庁舎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 六月 十六日(木)	同	恵那総合庁舎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 七月 三日(木)	同	大垣市民会館	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 七月 十七日(木)	同	下呂総合庁舎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 七月 二十四日(木)	同	可茂総合庁舎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 八月 七日(木)	同	郡上総合庁舎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 八月 二十八日(木)	同	恵那総合庁舎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 九月 四日(木)	同	ぎふ森林文化センター	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 九月 十八日(木)	同	飛騨総合庁舎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 十月 二日(木)	同	東濃西部総合庁舎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 十月 九日(木)	同	揖斐総合庁舎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 十月 十六日(木)	同	中濃総合庁舎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 年 十月 三十日(木)	同	恵那総合庁舎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

<p>四 当日の受付時間は、午後一時から午後一時三十分までとする。 受講の申込み</p> <p>講習を受けようとする者は、県内の各警察署で猟銃等講習受講申込書及び収入証紙納付書各一通の交付を受け、猟銃等講習受講申込書に必要事項を記載の上、写真(六か月以内に撮影した無帽、正面、三分身、横二十四ミリメートル、縦二十六ミリメートルのもの)一枚を添え、収入証紙納付書に住所及び氏名を記載の上、受講手数料として受講しようとする講習の所定の額に相当する岐阜県収入証紙をはり付け、講習受講予定日の十四日前までに住所を管轄する警察署に提出すること。</p> <p>なお、初心者講習会の受講日時は、講習申込者に猟銃等講習会日時等決定通知書により通知する。</p> <p>五 受講手数料</p> <p>1 初心者講習会 六、八〇〇円</p> <p>2 経験者講習会 三、〇〇〇円</p> <p>六 講習内容</p> <p>1 初心者講習会</p>	同 年十一月 十三日(木)	同	ぎふ森林文化センター
	同 年十一月 二十日(木)	同	下呂総合庁舎
	同 年十二月 四日(木)	同	可茂総合庁舎
	同 年十二月 十八日(木)	同	恵那総合庁舎
	平成二十一年 一月 八日(木)	同	大垣市民会館
	同 年 一月 二十二日(木)	同	東濃西部総合庁舎
	同 年 一月 二十五日(木)	同	中濃総合庁舎
	同 年 二月 十九日(木)	同	恵那総合庁舎
	同 年 二月 二十六日(木)	同	郡上総合庁舎
	同 年 三月 十二日(木)	同	ぎふ森林文化センター
同 年 三月 二十六日(木)	同	飛騨総合庁舎	

- (一) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 三時間
  - (二) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 二時間
- 2 経験者講習会
- (一) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 二時間
  - (二) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 一時間
- 七 注意事項
- 1 受講者は、筆記具及びノートを持参すること。
  - 2 受講に当たって、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しては、退場を命ずることがある。
- 八 その他
- この講習について不明な点は、各警察署に問い合わせること。

平成二十年三月四日印刷  
平成二十年三月四日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)